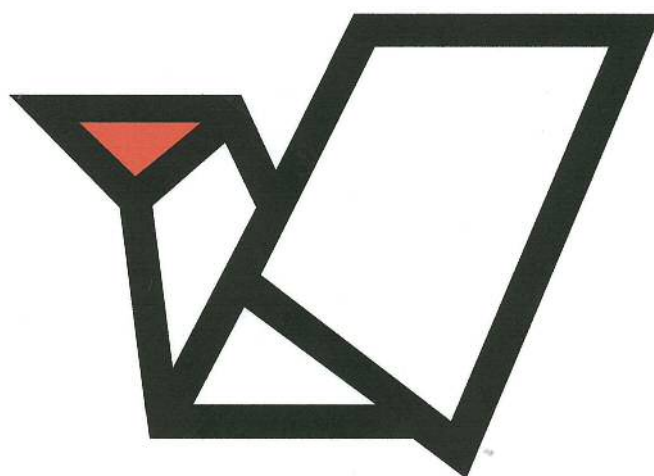


平成28年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会



平成28年3月28日

平成28年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

平成28年3月28日（月曜日）

（目次）

議事日程・場所	1
付議事件	2
出席議員の氏名	3
説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した書記の職氏名	3
開会	4
諸報告	4
広域連合長開会挨拶	4
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	
・例月現金出納検査（平成27年6月分から平成28年1月分まで）の結果について	5
・平成26年度下期分及び平成27年度上期分定期監査結果報告について	5
一般質問	
・みわ智恵美議員	6
・加山広域連合長	7
議案上程	
議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成について	
提案理由説明	
・榛澤事務局長	8
採決	8
議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	
提案理由説明	
・榛澤事務局長	9
議案関連質疑	
・みわ智恵美議員	9
・加山広域連合長	10
・みわ智恵美議員	11
・榛澤事務局長	11
採決	12
議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成について	
議案第4号 神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について	
提案理由説明	
・榛澤事務局長	12
採決	12

議案第 5 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	
提案理由説明	
・榛澤事務局長	1 3
採決	1 3
議案第 6 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の制定について	
議案第 7 号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について	
提案理由説明	
・榛澤事務局長	1 4
採決	1 4
議案第 8 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について	
提案理由説明	
・榛澤事務局長	1 5
採決	1 5
議案第 9 号 平成 2 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号) について	
提案理由説明	
・榛澤事務局長	1 6
採決	1 6
議案第 1 0 号 平成 2 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号) について	
提案理由説明	
・榛澤事務局長	1 6
採決	1 7
議案第 1 1 号 平成 2 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	
提案理由説明	
・榛澤事務局長	1 7
採決	1 8
議案第 1 2 号 平成 2 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	
提案理由説明	
・榛澤事務局長	1 8
反対討論	
・みわ智恵美議員	1 9
採決	2 0
陳情第 1 号 後期高齢者の負担軽減と神奈川県後期高齢者医療広域連合議会での口頭意見陳述を求める陳情	
議会運営委員会へ付託	2 0
休憩	2 0
再開	2 0
陳情第 1 号 後期高齢者の負担軽減と神奈川県後期高齢者医療広域連合議会での口頭意見陳述を求める陳情	
委員会報告	2 0
賛成討論	

・みわ智恵美議員	2 1
採決	2 1
閉会中継続審査	2 1
議決事件の字句及び数字等の整理	2 2
広域連合長閉会挨拶	2 2
閉会	2 2
議決結果	2 3
会議録署名	2 4

(資料)

定例会資料	・議員名簿
	・議席表
	・諸般の報告
	・議案

議場配付資料①	・議事日程表
	・例月現金出納検査の結果について
	・定期監査結果報告について
	・質問発言通告書
	・陳情文書表及び陳情書

議場配付資料②	・議事日程表
	・委員会審査報告書
	・継続審査申出書

○議事日程・場所

平成28年3月28日 午後2時30分 開会
於：ホテル横浜ガーデン 3階ミモザ

- 日程第 1 . 広域連合長挨拶
- 日程第 2 . 議席の指定
- 日程第 3 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 . 会期の決定
- 日程第 5 . 諸般の報告
- 日程第 6 . 一般質問
- 日程第 7 . 議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成について
- 日程第 8 . 議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 . 議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第4号 神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第5号 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第6号 神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の制定について
- 日程第13. 議案第7号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第14. 議案第8号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第15. 議案第9号 平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第16. 議案第10号 平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17. 議案第11号 平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 日程第18. 議案第12号 平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19. 陳情第1号 後期高齢者の負担軽減と神奈川県後期高齢者医療広域連合議会での口頭意見陳述を求める陳情
- 日程第20. 閉会中継続審査

○付議事件

- 議案第 1 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成について
- 議案第 2 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の制定について
- 議案第 7 号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 8 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第10号 平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第11号 平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 議案第12号 平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 陳情第 1 号 後期高齢者の負担軽減と神奈川県後期高齢者医療広域連合議会での口頭意見陳述を求める陳情

○出席議員（20人）

1 番 坂 井 太
2 番 酒 井 誠
3 番 尾 崎 太
4 番 和 田 卓 生
5 番 中 山 大 輔
6 番 望 月 高 徳
7 番 み わ 智 恵 美
8 番 廣 田 健 一
9 番 沼 沢 和 明
10番 堀 添 健

11番 加 藤 眞 道
12番 阿 部 善 博
13番 脇 礼 子
14番 和 田 清
15番 佐 々 木 ナ オ ミ
16番 諸 星 光
17番 菊 地 弘
18番 森 下 賢 人
19番 茅 沼 隆 重
20番 室 伏 孝

○説明のため出席した者

広域連合長	加 山 俊 夫
副広域連合長	大 矢 明 夫
副広域連合長	平 井 竜 一
事務局長	榛 澤 俊 成
会計管理者・	
総務課担当課長兼会計課長	市 成 正 人
資格保険料課長	網 本 淳
給付課長	岩 崎 均

○職務のため出席した者

書記長	能 條 直 幸	書記	中 村 隼 輔
書記	岩 崎 雄 二 郎	書記	林 紀 子
書記	長 田 薫		

【開会の挨拶】

○議長（酒井 誠君）

皆様、こんにちは。 議長の酒井でございます。着席して進行させていただきます。

ただいまの出席議員は、20名でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成28年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日は、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下 関係職員の出席を求めていますので、御報告いたします。

本日の議事日程につきましては、議場配付資料①の1ページ議事日程表により、順次御審議いただきますので、御了承願います。

【諸報告】

○議長（酒井 誠君）

会議に先立ちまして、私から諸報告をさせていただきます。

議会閉会中に、区分6選出の諸星光議員の秦野市議会議員の任期満了に伴い平成27年10月16日に執行されました、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙において、諸星光議員が再選出されました。

また、区分7選出の 藤沢菊枝議員の海老名市議会議員の任期満了に伴い、平成27年12月8日に執行されました神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙において、森下賢人議員が選出されましたことを御報告いたします。

【広域連合長挨拶】

○議長（酒井 誠君）

それでは、日程第1、広域連合長挨拶を行います。広域連合長から、発言を求められておりますので、許可いたします。

加山広域連合長。

○広域連合長（加山 俊夫君）

皆様こんにちは。広域連合長の加山でございます。

広域連合議会第1回定例会の開会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

昨年8月30日に広域連合長に就任いたしました。議会の皆様の御理解と御協力をいただき、被保険者の皆様が、安心して日々の暮らしをお過ごしいただけるよう、後期高齢者医療制度の健全な運営に努めていきたい、と考えておりますので、よろしく願いいたします。

高齢化の進行により、被保険者数や医療費は増加が見込まれているところであり、平成28年度には被保険者が100万人を超え、保険給付費は8,230億円となります。

この制度を持続可能なものとしていくためには、医療費の適正化を進め、健全な財政運営を続けていく必要があります。市町村と緊密に連携を図り、取り組んでいく所存でございます。

本日の定例会では、平成28年度予算案をはじめ、平成28年度・29年度の保険料率の改定に伴う条例改正案等を上程しております。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

げまして、私の挨拶とさせていただきます。

【議席の指定】

○議長（酒井 誠君）

次に、日程第2、議席の指定を行います。

議会閉会中に広域連合議会補欠選挙にて、選出されました諸星光議員及び森下賢人議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、定例会資料2にございます議席表のとおり、私から指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

○議長（酒井 誠君）

次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、6番、望月高德議員及び、10番、堀添健議員を、私から指名いたします。

【会期の決定】

○議長（酒井 誠君）

次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

【諸般の報告】

○議長（酒井 誠君）

次に、日程第5、諸般の報告を行います。

定例会資料3及び議場配付資料①の3ページにございます例月現金出納検査の結果についてのとおり、平成27年6月分から平成28年1月分までの例月現金出納検査が実施され、また、議場配付資料①の9ページの平成26年度下期分及び平成27年度上期分神奈川県後期高齢者医療広域連合定期監査結果報告書のとおり、平成26年10月1日から、平成27年9月30日までの定期監査が実施され、それぞれの結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私から御報告申し上げます。

【一般質問】

○議長（酒井 誠君）

次に、日程第6、一般質問を行います。

一般質問は、本日配付いたしました議場配付資料①の13ページにあります、一般質問発言通告表のとおり、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

また、質問、答弁とも簡明にさせていただき、進行を図りたいと思いますので、御了承の上、御協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

みわ智恵美議員から通告がありましたので、発言を許します。

みわ智恵美議員。

○7番議員（みわ 智恵美君）

横浜のみわ智恵美です。日本共産党を代表し、一般質問をします。

今、後期高齢者医療制度をめぐって重大なことは、低所得層が圧倒的多数であるにもかかわらず、低所得層に対する特例軽減措置を国が廃止しようとしていることです。

神奈川県の後期高齢者の方々の2015年度の所得階層別被保険者数をみると、所得なし層が55.45%、所得200万円未満の方々は約9割です。消費税8%への増税、医療・介護の負担増の上に年金切り下げが起きています。生活保護基準以下の収入で暮らす貧困世帯は、2012年調査では986万世帯で、その4割は、年金、恩給が主な収入だといわれている層です。こうした状況下におかれている後期高齢者の所得水準と生活実態についての見解を伺います。

2015年度の特例軽減措置の均等割9割軽減の対象者は、全体の19.43%、8.5割軽減は、11.60%、被扶養者の均等割9割軽減は、5.67%、所得割軽減は、7.61%。合計は、417,050人で特例軽減対象者は全体の44.31%が特例軽減対象者です。特例軽減があって、何とか医療保険として維持しているのが実態です。

それを、廃止することの影響は甚大だと言わなければなりません。廃止による影響についての見解を伺います。

2008年4月、自公政権が、後期高齢者医療制度を施行した当時、75歳になったら国保や健保、扶養家族から追い出して、差別的な医療制度に囲い込むやり方や、国庫負担を減らし、低所得層に重い負担を押し付け、今後も給付費と高齢者が増えれば保険料が増大するという制度の仕組みに対して、国全体を揺るがす批判がわき起こりました。こうした状況を打開しようとして、国は、制度発足後に特例軽減措置を始めました。

導入時、制度の円滑な運営のため将来にわたり維持するためとしました。

特例軽減導入の理由について改めて伺います。

後期高齢者医療制度は、廃止される予定でしたが、安倍政権になって、廃止どころか、新たな負担増とともに特例軽減の廃止が突如出されてきました。広域連合としては、特例軽減の継続を要望されていますが、廃止の理由を国はどう説明しているのですか。また、廃止できる根拠を示されたのでしょうか伺います。

国は段階的廃止として激変緩和措置を講じるとのことですが、現在一切の指示が出されていないと伺っています。国の指示すら出されていないことへの見解を伺います。

昨年5月27日成立した医療保険制度改定法案は、後期高齢者医療の保険料の特例軽減の廃止や、さまざまな患者への負担増を打ち出しています。こうした負担増を強いる後期高齢者医療制度は廃止するしかありません。改めて、制度を廃止し、一旦元の老人保健制度に戻し、高齢者医療のあり方についての国民的な議論を行うことを求めますが、連合長の見解を伺います。

○議長（酒井 誠君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

加山広域連合長。

○広域連合長（加山 俊夫君）

みわ議員の御質問にお答えします。

はじめに、高齢者の所得水準についてでございますが、収入から所得控除等を行った後の所得額で見ますと、約90%の方が200万円未満となっております。

この所得額につきましては、厚生年金の平均的な年金収入額である年収201万円の収入がある方でも、所得額にしますと48万円となるものでございます。

平成26年度の厚生労働省の統計によりますと、基礎控除額の33万円を控除する前の所得では、本県の1人当たりの平均所得額は122万8,000円で、全国で高いほうから数えて2番目となっております。

なお、全国平均は、83万円となっております。

また、所得に対しての保険料の負担割合は、7.4%となっており、全国で低いほうから数えて3番目という状況でございます。

次に、保険料軽減特例を廃止した場合の影響についてでございます。

いわゆる低所得者の軽減特例措置では、平成27年度の保険料率で申しますと、均等割の年額4万2,580円について、9割軽減対象者は、年額4,250円、8.5割軽減対象者は、年額6,380円となっているものが、軽減特例措置が廃止された場合においても、なお7割の軽減措置がございますので、いずれも1万2,770円となります。

増加額は、それぞれ8,520円と6,390円となります。また、所得割額につきましては、一番影響の大きい年金収入が211万円の方では、年額2万4,070円が、4万8,140円となり、2万4,070円の増となります。

軽減特例措置の廃止は、均等割では約32%、所得割では約8%の方々に影響がございますが、額としては、今申し上げたものとなっております。

次に、軽減特例措置制度導入時の理由についてでございますが、後期高齢者医療制度への円滑な移行を図るために、激変緩和として導入されたものでございます。

次に、軽減特例措置の廃止についてでございますが、特例として実施してから7年が経過する中で、後期高齢者医療制度に加入する前に、被用者保険の被扶養者であった方は、所得水準にかかわらず軽減特例の対象となること、国保での軽減割合は最大7割となっていること、など、不公平をもたらしているという理由によるものでございます。

次に、激変緩和措置についてでございますが、その内容につきましては、国からしかるべき時期に示されるものと考えております。

次に、元の老人保健制度に戻すべきとの考え方についてでございます。

後期高齢者医療制度は、老人保健制度の問題点の解決を図り、高齢者医療を社会全体で支えるという観点に立って設けられた制度で、発足後7年を経過して、定着もしておりますことから、今後も維持していくべきであると考えております。

以上、お答えをさせていただきました。

○議長（酒井 誠君）

よろしいでしょうか。

以上で、一般質問は終了いたしました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成について】

○議長（酒井 誠君）

次に、日程第7、議案第1号、神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成について議題といたします。

事務局に説明を求めます。

榛澤事務局長。

○事務局長（榛澤 俊成君）

議案第1号について、御説明申し上げます。

資料4を御覧ください。

本件につきましては、神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画について、議会の議決を求めるものでございます。

前回の、第2回定例会において、素案の御報告をさせていただきましたが、その後パブリックコメントを経て、第3次広域計画（案）を作成いたしました。

第3次広域計画（案）の概要につきましては、資料のとおりでございます。主な内容につきましては、素案から変更したところはありませんが、今回の、28・29年度の保険料率の算定結果を踏まえ、精査を行い、一部の表及びグラフの数値につきましては、修正しております。説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井 誠君）

議案第1号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第1号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について】

○議長（酒井 誠君）

次に、日程第8、議案第2号、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

事務局に説明を求めます。

榛澤事務局長。

○事務局長（榛澤 俊成君）

議案第2号について、御説明申し上げます。

資料5を御覧ください。

本件につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項に基づき、平成28・29年度の保険料率を定めること及び同法施行令第18条の改正に伴い、低所得者に対する保険料軽減措置の範囲を一部拡大するため、条例の一部を改正しようとするものです。

1の28・29年度保険料率（案）ですが、表にございますように、均等割額を42,580円から43,429円に、所得割率を8.30%から8.66%にそれぞれ改定しようとするものです。

算定に係る数値につきましては、高齢者負担率が10.99%、被保険者数は、年約6%の増、1人当たり医療費は、28年度1.1%、29年度2.2%の増、また、29年4月からの消費税引き上げの影響を加味しております。

これに、剰余金100億円を活用し、保険料の増加の抑制を図っております。

裏面を御覧ください。

2の低所得者にかかる保険料軽減措置の拡大ですが、低所得者に対する更なる負担軽減の観点から、保険料均等割の軽減判定所得について、政令改正にあわせて、改正いたします。

2割軽減については、33万円に加えて、被保険者数に47万円を乗じていたものを、48万円に、5割軽減については、同じく26万円を26万5千円に改めようとするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井 誠君）

これより質疑に入ります。

議案第2号について、みわ智恵美議員から通告がありましたので、発言を許します。

みわ智恵美議員。

○7番議員（みわ 智恵美君）

横浜のみわ智恵美です。日本共産党を代表し、議案第2号、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について質問します。

今議会の最大のテーマである、2016年・2017年度の後期高齢者医療の保険料を決定する条例改正案です。埼玉県広域連合では、保険料の据え置き・引き下げが実行されました。

ところが、神奈川県では、保険料を、均等割額で前年比849円増やし、率で2%増、所得割率では、プラス0.36ポイントで、4.3%増、1人当たりの平均保険料額を1,421円、1.6%も増やして91,585円とするものです。

この重大な定例会でありながら、神奈川県では、開催が市町村議会の議決後になりました。近隣の東京都、埼玉県、千葉県は1、2月開催と、いずれも市町村議会の議決前に行われています。神奈川県でも、保険料改定の年には、いずれも、市町村議会の議決前に開催されてきた経緯から見ても、今回の開催は極めて異例であり、広域連合議会の存続自体を否定するもので、議会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。見解を伺います。

保険料の算定に関して、伺います。

第一に、保険料算定の基礎となる被保険者数と医療給付費の予測についてです。

被保険者数が、各年毎の伸び率に比べて、2016・2017年度は、ほぼ倍増の伸び率予測です。そのため、医療給付費も、これまでの実績では、伸び率はプラス0.05～0.07ポイントで推移してきたものが、2016年度は0.11ポイント、2017年度は0.10ポイントのプラスになり急増するとしています。保険料を押し上げる過大な予測に基づく設定と言わざるを得ません。これらの、急増の根拠について伺います。

第二に、財政安定化基金についてです。

今回、保険料率を抑制するために、剰余金100億円を投入して、値上げの抑制を果たしたとしています。

ところが、財政安定化基金の本年度末約77億円余の残高は、保険料上昇抑制のための取り崩しはされていません。神奈川県との協議はどのように行われたのでしょうか。基金への拠出金についても新たな積み立ては行わないとした理由、また、最低、残しておかなければならない残高は、保険料賦課総額の3%で67億円のはずですが、何故77億円としたのか伺います。

第三に、国からの財政調整交付金についてです。国は、後期高齢者の保険料負担率を、制度開始時期の10%から、年々引き上げ、今回10.99%に増大させました。保険料負担率を抑制するために、医療給付費にかかる調整交付金をまともに交付されるよう全国の広域連合を通じて要望されていますが、都市部への冷遇を改めるよう県広域連合として直接国に要望をあげるべきです。見解を伺います。

最後に、保険料引き下げのために、東京都広域連合のように、神奈川県や市町村への支援要請等々、更なる引き下げのために努力することについて見解を求めます。

○議長（酒井 誠君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

加山広域連合長。

○広域連合長（加山 俊夫君）

みわ議員の御質問にお答えします。

はじめに、議会日程についてでございますが、各市町村議会の開催日程を考慮いたしまして、本日の開催といたしたものでございます。

次に、被保険者数についてでございますが、平成27年7月公表の、神奈川県人口統計調査結果における市町村ごとの75歳以上の年齢別人口を基に、社会増減率等を考慮して推計いたしましたものでございます。

次に、財政安定化基金の活用の協議についてでございますが、保険料増加抑制のための基金の活用は、国からの通知において、原則として、前回の交付額以下とされており、本広域連合は、前回は基金の活用をしていないこと、また、基金を活用いたしますと、次期保険料改定におきまして保険料増加の要因となり得ることから、基金を活用しないということで県と協議いたしました。

次に、財政安定化基金の考え方とその額についてでございます。

財政安定化基金は、保険料が、予定した収納率を下回ったときや、予想以上に給付費が膨ら

んだことなどで生じる資金不足に対応するために、各都道府県に設置されております。

平成23年の厚生労働省からの通知では、保険料として必要な額の3%分を各年度末の残高として残すことが必要」と示されており、平成28・29年度について、見込みから算定いたしますと、67億3,000万円となります。

次に、調整交付金の要望の取組についてでございます。

調整交付金は、被保険者の所得格差による、広域連合間の財政の不均衡を是正するため、設けられている制度でございます。

平成27年6月10日に、本広域連合が加入している全国後期高齢者医療広域連合協議会から、「調整交付金については、大都市部を含む保険者に不利益が生じないよう拡充を図ること」を、厚生労働大臣へ要望したところでございます。

次に、県や市町村への支援要請についてでございます。

法定の負担に加えて、県や市町村へ負担を要請することは、県民の皆様にさらなる負担をお願いすることとなり、世代間の負担の公平性などの観点から理解が得られないものと考えております。

以上、お答えをさせていただきました。

○議長（酒井 誠君）

みわ智恵美議員。

○7番議員（みわ 智恵美君）

2点改めて伺いたいと思います。

財政安定化基金について、67億3千万円が国から示された率ですが、この残高でみると、77億円なので、あと10億円は使えたのではないかという点について改めて伺います。

もう1点、国からの調整交付金について、神奈川県として独自に要望すべきではないかと思っております。

この2点について伺います。

○議長（酒井 誠君）

ただいまの質問に対し、事務局より答弁を願います。

榛澤事務局長。

○事務局長（榛澤 俊成君）

財政安定化基金についてでございますが、10億円の差がございますが、広域連合長から答弁申し上げましたとおり、原則として、前回の交付額以下とするようにということ、次期保険料改定におきまして、今回取り崩しを行いますと、保険料増加の要因となることから、今回は活用しないとしたものでございます。

また今後の医療費の伸び、また被保険者数の伸びが見込まれますので、慎重に判断していくべきものと考えてございます。

調整交付金の要望の件でございますが、全国を通じて要望することが重要と考えております。

今回、全国の広域連合協議会でも、調整交付金については、大都市部を含む保険者に不利益が生じないよう拡充を図ることという要望が出てございます。

以上でございます。

○議長（酒井 誠君）

よろしいでしょうか。

ないようですので、質疑を終結します。

議案第2号について、討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。
お諮りいたします。議案第2号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について】

【神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について】

○議長（酒井 誠君）

次に、日程第9、議案第3号、神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第10、議案第4号、神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

事務局に説明を求めます。

榛澤事務局長。

○事務局長（榛澤 俊成君）

議案第3号及び第4号について、御説明申し上げます。

まず、議案第3号を御覧ください。

一般職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本件につきましては、下の提案理由にございますように、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正をするものでございます。その上の、改正条例ですが、条例第1条で引用している条文が、同法の改正に伴い、第24条第6項から、第24条第5項に変わりましたので、それに合わせて改正するものでございます。

次に議案第4号を御覧ください。

本件は、地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営状況に係る報告事項の追加等をするものでございます。

3ページをお開きください。参考の新旧対照表で御説明いたします。

左側が改正案、右側が現行条例で、アンダーラインのところが改正部分ですが、現行条例から、勤務成績の評定を削除し、職員の人事評価の状況、職員の休業に関する状況、職員の退職管理の状況を追加しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井 誠君）

議案第3号及び議案第4号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これよ

り、採決に入ります。

議案第3号及び議案第4号について一括採決とします。

お諮りいたします。

議案第3号及び議案第4号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について】

○議長（酒井 誠君）

次に、日程第11、議案第5号、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

事務局に説明を求めます。

榛澤事務局長。

○事務局長（榛澤 俊成君）

議案第5号について、御説明申し上げます。

資料6を御覧ください。

1の改正の理由ですが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の改正に伴い、本条例による傷病補償年金等と、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法による年金たる給付が、同一の事由で、重複して支給される場合の減額調整に関する規定の整備を図るものでございます。

2の(1)のアの対象者は、国家公務員及び地方公務員等共済制度の創設以前に、国家公務員又は地方公務員としての在職期間を有する非常勤職員等でございます。

イの内容ですが、国等の共済法の改正により、減額調整規定が法から削除されたため、同様の減額調整規定を、本条例に設けるものでございます。

(2)の経過措置については、説明を省略させていただきます。

3の施行日ですが、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用いたします。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井 誠君）

議案第5号について質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第5号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の制定について】

【行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について】

○議長（酒井 誠君）

次に、日程第12、議案第6号、神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の制定について及び日程第13、議案第7号、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例についてを一括議題といたします。

事務局に説明を求めます。

榛澤事務局長。

○事務局長（榛澤 俊成君）

議案第6号及び議案第7号について、御説明申し上げます。

資料7を御覧ください。

行政不服審査条例の制定でございます。

1の条例制定の理由でございますが、行政不服審査法の改正に伴い、審査請求人等に対する提出書類等の交付に係る手数料、及び同法の規定により、本広域連合に設置する機関に関し、必要な事項を定めるものでございます。

2の内容ですが、（1）手数料の額は、審査請求人等が、審理員又は審査会から、関係書類等の交付を受ける際に納付する手数料の額を規定するもので、表のとおり、A3白黒では1枚10円、等とするものでございます。

（2）の手数料の減免ですが、経済的困難、その他特別の理由により、手数料を納付する資力がないと認めるときは、減免することができる、旨を規定するものです。

（3）の第三者機関の組織及び運営ですが、設置については、審査請求の事件ごとに設置しようとするもので、委員、会議の運営、関係書類の交付、その他について、表にございますように、規定するものでございます。

次に、資料8を御覧ください。

1の理由でございますが、行政不服審査法の改正に伴い、関係条例の整備をするものでございます。

2の内容ですが、（1）の情報公開条例及び個人情報保護条例の改正については、アにありますように、行政の不作为も審査請求の対象であることを明記する、とともに、次のイですが、審理員制度を適用除外といたします。

以下、不服申立て、決定等を審査請求、裁決等とするなど、法の改正に伴い、必要な改正をするものでございます。

次に、（2）の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、不服申立てを審査請求へ改正いたします。

（3）の非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、今回設けます、行政不服審査会委員を追加し、その報酬日額を、16,000円と規定するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井 誠君）

議案第6号及び議案第7号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これよ

り、採決に入ります。

議案第6号及び議案第7号について一括採決とします。

お諮りいたします。

議案第6号及び議案第7号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について】

○議長（酒井 誠君）

次に、日程第14、議案第8号、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について議題といたします。

事務局に説明を求めます。

榛澤事務局長。

○事務局長（榛澤 俊成君）

議案第8号について、御説明申し上げます。

資料9を御覧ください。

1の改正の理由ですが、同基金の解散に向けた精算処理をするため、条例の有効期限を延長しようとするものでございます。

2の経緯にございますように、保険料軽減特例措置に要する財源措置が、当初は基金事業であったものが、平成27年度から、単年度補助金事業に転換されたため、同基金は不要となり、国からは28年度末までに解散するよう通知があったものでございます。

3の有効期限でございますが、現在の28年3月31日を同年の12月31日まで、延長しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井 誠君）

議案第8号について質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第8号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について】

○議長（酒井 誠君）

次に、日程第15、議案第9号、平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補

正予算（第1号）について議題といたします。

事務局に説明を求めます。

榛澤事務局長。

○事務局長（榛澤 俊成君）

議案第9号について、御説明申し上げます。

資料10を御覧ください。

1の補正予算額でございますが、8,146万7,000円を増額し、予算総額を22億4,881万4,000円とするものでございます。

次に、2の補正の内容でございますが、(1)の「歳入」につきましては、26年度からの繰越金について、8,146万7,000円を増額をするものでございます。

(2)の歳出ですが、職員人件費負担金について、給与改定が実施されたこと等により405万6,000円を増額を、26年度分の国庫補助を返還するため、1,073万3,000円の増額を、また、剰余金を財政調整基金に積み立てるため、6,667万8,000円を増額をするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井 誠君）

議案第9号について質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第9号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について】

○議長（酒井 誠君）

次に、日程第16、議案第10号、平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

事務局に説明を求めます。

榛澤事務局長。

○事務局長（榛澤 俊成君）

議案第10号について、御説明申し上げます。

資料11を御覧ください。

1の補正予算額でございますが、224億5,789万円を増額し、予算総額を8,019億6,659万円とするものでございます。

2の補正の内容でございますが、(1)歳入では、療養給付費負担金について、26年度の精算分として、20億9,738万6,000円の減額を、基金の運用利子について、135

万円の増額を、26年度からの繰越金について、245億5,392万6,000円の増額を、するものでございます。

(2)の歳出では、剰余金を療養給付費等支払準備基金に積み立てるため、59億6,667万9,000円の増額を、26年度分の国庫負担金等を返還するため、164億9,121万1,000円の増額を、するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井 誠君）

議案第10号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第10号について、賛成の皆様の起立を求めます

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について】

○議長（酒井 誠君）

次に、日程第17、議案第11号「平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

榛澤事務局長。

○事務局長（榛澤 俊成君）

議案第11号について、御説明申し上げます。

資料12を御覧ください。

1ですが、平成28年度一般会計予算案の総額は、前年度に比べて、5億4,637万円増の27億1,371万円となっております。

2の歳入についてですが、総括表につきましては、資料のとおりでございます。

(2)の主な内容と増減でございますが、分担金及び負担金は、運営管理費や事業費の増額に伴い1億7,476万円の増、国庫支出金は、医療費通知に係る郵便通信料が補助対象外となったこと、などにより、1,114万円の減、繰入金は、2年に1度の被保険者証一斉更新等の経費に充てるため、3億8,291万円の増、となっております。

3の歳出についてでございますが、総括表につきましては、資料のとおりでございます。

裏面を御覧ください。

(2)の主な内容と増減ですが、電算システム関係費は、番号制度対応等に係る経費が増加したことにより、1億9,897万円の増、医療費適正化事業費は、医療費通知作成業務の契約方法を見直したことなどにより、3,348万円の減、資格管理事業費は、2年に1度の被保険者証一斉更新費用の計上などにより、3億2,617万円の増、となっております。

4の基金の状況につきましては、表のとおりでございます

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井 誠君）

議案第11号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第11号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について】

○議長（酒井 誠君）

次に、日程第18、議案第12号、平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について議題といたします。

事務局に説明を求めます。

榛澤事務局長。

○事務局長（榛澤 俊成君）

議案第12号について、御説明申し上げます。

資料13を御覧ください。

1ですが、平成28年度特別会計の予算案総額は、前年度に比べて、509億59万円増の、8,304億929万円となっております。

2の歳入ですが、総括表につきましては、表のとおりでございます。

（2）の主な内容と増減につきましては、保険料納付金は、保険料率の改定に伴い、57億5,607万円の増、国庫支出金は、医療給付費や保健事業費の増加に伴い111億6,438万円の増、支払基金交付金は、医療給付費の増加に伴い208億6,449万円の増、繰入金は、保険料の増加抑制として、28年度に50億円を活用するため、38億864万円の増、となっております。

裏面を御覧ください。

3の歳出についてですが、総括表につきましては、表のとおりでございます。

（2）の主な内容と増減ですが、療養給付費等は、被保険者数や医療費の伸びにより491億337万円の増、審査支払手数料は、手数料単価の引下げにより1億3,803万円の減、保健事業費は、被保険者数の増加に伴い2億3,386万円の増、となっております。被保険者数の推移と、1人当たり医療費の推移の表を記載してございますので、参考にさせていただいたらと存じます。

4の基金の状況につきましては、表のとおりでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井 誠君）

議案第12号について、質疑の通告はありませんでしたので、これより討論に入ります。

みわ智恵美議員から通告がありましたので、発言を許します。

みわ智恵美議員。

○7番議員（みわ 智恵美君）

横浜のみわ智恵美です。日本共産党を代表し、議案第12号、平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案に反対し討論を行います。

議案に対する討論の前に、今回の議会開催について一言申し上げます。今議会は、保険料改定を審議する重要な議会です。東京や埼玉、千葉では1、2月に開催され、神奈川県でも、これまで保険料改定の時には、市町村議会の議決前に実施されてきました。今回の日程は議会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。

今回の特別会計予算案は、医療費の抑制を図るとしつつも、保険料の引き上げを抑えることについて、一言も言及していない第3次広域計画を実行するものとなっています。

保険料の算定にあたって、予測する被保険者数の伸びをこれまでの2倍に描き、医療給付費の予測についても療養給付費が6.4%増の490億円も増えると算定し、急増するとしています。過大な予測に基づく保険料の算定と言わざるを得ません。そのため、ほとんどの方の保険料が上がります。

また、保険料の上昇を抑えるために活用できる財政安定化基金を、今回は一切活用しません。

後期高齢者の方々は、増税、医療・介護の負担増、年金切り下げなど、国の政治によって悪化する厳しい生活の中から保険料を納めています。ですから、保険料上昇は生活をさらに圧迫し、精神的にも追いつめるものとなります。特に所得の低い人にも値上げを押しつけるやり方に、市民の中からは「貧困を拡大することになる」と怒りの声が上がっています。

この声に耳を傾けることなく、神奈川県広域連合は、2016年・2017年度の後期高齢者医療の保険料について、均等割額は、42,580円から43,429円へ、所得割率は4.3%も増やしました。

1人当たりの平均保険料額は、91,585円。苦しむ後期高齢者の生活をさらに苦しめるものです。

保険料は実質もっと下げることができたはずです。

一人当たりの平均保険料の内訳を見ると、葬祭費や保健事業など地方自治体の事業にふさわしい事業分が5,617円。東京都広域連合のように県や市町村からの支援があれば、保険料は下げられました。また、国が県に対する財政調整交付金をきちんと交付しないため、保険料引きあげ影響額は、19,398円、保険料全体の21%です。これらを合計すれば25,000円引き下げることができ、保険料の平均額は、66,570円となります。

後期高齢者の保険料負担率は、制度開始時期の10%から、国が過大な医療費増を引き合いにして算定し、今回は約11%にもなろうとしています。

調整交付金をまともに出さない国に対して、全国の広域連合を通じての要望で終わることな

く、都市部への冷遇を改めるよう、県広域連合として独自に国への要望を実行すべきです。

また、今回国が、制度の安定化・継続性の確保としてすすめてきた特例軽減措置を廃止する方向を示したことについて、市民からは、「信じられない」、「高齢者は死ねというのか」など、怒りの声が更に広がっています。県広域連合は、高齢者の生活と健康、尊厳を守るために、特例軽減の廃止などあってはならないとの立場を堅持し、国へ要望すべきです。

そもそも、後期高齢者医療制度は、高齢者人口と医療給付費が増えれば、負担する保険料が増えるという仕組みをもった制度であり、長年国を支え貢献してこられた高齢者を、別立ての医療制度に困り込み、負担を増やしていくという無慈悲の上ない制度であり、国として制度を廃止し、元の老人保健制度への復活を求めることを要望し、反対討論を終わります。

○議長（酒井 誠君）

以上ですので、討論を終結します。これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第12号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【後期高齢者の負担軽減と神奈川県後期高齢者医療広域連合議会での口頭意見陳述を求める陳情】

○議長（酒井 誠君）

次に、日程第19、陳情第1号、後期高齢者の負担軽減と神奈川県後期高齢者医療広域連合議会での口頭意見陳述を求める陳情について議題といたします。

議場配付資料①の15ページを御覧ください。

本1件につきましては、慎重な審査が必要なため、会議規則第136条及び第141条に基づき、議会運営委員会に付託いたします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩いたします。

午後3時22分 休憩

午後3時38分 再開

【委員会報告（陳情第1号）】

○議長（酒井 誠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第19、陳情第1号について、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。

阿部議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（阿部 善博君）

ただいま議題となりました陳情第1号について、議会運営委員会における審査の結果を、御報告申し上げます。

お手元に配付いたしました議場配付資料②の3ページを御覧ください。

委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、賛成なしで不採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（酒井 誠君）

ありがとうございました。

ただいま、議会運営委員会委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がりましたが、本件については、みわ智恵美議員より討論の通告が出ておりますので、発言を許します。

みわ智恵美議員。

○7番議員（みわ 智恵美君）

横浜のみわ智恵美です。日本共産党を代表し、陳情第1号、後期高齢者の負担軽減と神奈川県後期高齢者医療広域連合議会での口頭陳述を求める陳情について賛成討論を行います。

まず、後期高齢者医療の保険料について高齢者負担率を10%に抑制すべき点についてですが、消費税の8%への増税と医療や介護の負担増、年金の切り下げ等、この先、収入が増えることのない高齢者の負担はもう限界です。国の公費負担5割は少なくとも堅持すべきで、所得割りでは制度発足時から1.21ポイント増やし、均等割では3,369円もの負担を増やすことは生活を直接圧迫するもので、認められません。国庫負担額の増額を求める点について認めるべきです。

また、国は、高齢者の生活実態を見ることなく、特例軽減の廃止をしようとしています。

後期高齢者医療保険制度は、この特例措置によって、多くの方が何とか保険料を納め維持されています。

所得の無い方が約6割、200万円未満の収入の方が9割というなかで軽減措置の継続を求めることは、当然です。また、これらの陳情について、口頭陳述することは、市民の請願権を守るため必要なことで、当然の権利として認めるべきです。以上賛成の立場からの討論を終わります。

○議長（酒井 誠君）

以上ですので、討論を終結します。

これより、採決に入ります。

陳情第1号については、議会運営委員会委員長の報告では、不採択でした。

議会運営委員会委員長の報告のとおり不採択とすることに、賛成の皆様は起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

【閉会中継続審査】

○議長（酒井 誠君）

次に、閉会中継続審査について、議題といたします。

お手元に配付いたしました議場配付資料②の5ページを御覧ください。

ただいま、議会運営委員会、阿部委員長から、議会運営等について、閉会中継続審査の申し

出がありましたので、お諮りいたします。

本件につきましては、議会運営委員会の委員長申し出のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本件は、議会運営委員会の委員長申し出のとおりとすることに決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

○議長（酒井 誠君）

この際、お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に御一任願いたいと思います。これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された議案の案件の審議は 全て終了いたしました。

【閉会の挨拶】

○議長（酒井 誠君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

加山広域連合長。

○広域連合長（加山 俊夫君）

本日は、多数の議案を審議いただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

今後も、後期高齢者医療制度への、御理解、御協力をお願いいたします。

また、議員の皆様には、本日が、広域連合議員としての任期中の最後の定例会となろうかと思っております。この間の御尽力に感謝申し上げます。誠に、ありがとうございました。

以上、定例会閉会にあたりましての閉会の挨拶とさせていただきます。

○議長（酒井 誠君）

これをもちまして、平成28年 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、御協力いただき、ありがとうございました。

午後3時44分 閉会

○議決結果

議案	件名	結果
議案第 1 号	神奈川県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の作成について	可決
議案第 2 号	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第 3 号	神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第 4 号	神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第 5 号	神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第 6 号	神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の制定について	可決
議案第 7 号	行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について	可決
議案第 8 号	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について	可決
議案第 9 号	平成 2 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について	可決
議案第 1 0 号	平成 2 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	可決
議案第 1 1 号	平成 2 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	可決
議案第 1 2 号	平成 2 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	可決
陳情第 1 号	後期高齢者の負担軽減と神奈川県後期高齢者医療広域連合議会での口頭意見陳述を求める陳情	不採択

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議 長 酒 井 誠

議 員 望 月 高 徳

同 堀 添 健